ふるさと納税制度に係る
返礼品等の基準について

令和８年９月
奈半利町地方創生課

ふるさと納税制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする制度となります。

ふるさと納税の対象団体の指定について

自治体がふるさと納税の対象として指定されるためには、寄附金の募集を適正に行い、その使途についても総務大臣が定める基準に適合している必要があります。具体的には、受け取った寄附金の総額から募集にかかった費用を差し引いた「寄附金活用可能額」が、寄附金総額の60%以上でなければならず、その使途について公表することが求められます。また、返礼品の調達費用は、個々の寄附金額の30%以下に抑えなければなりません。さらに、返礼品は、原則として当該自治体の区域内で生産された物品や提供されるサービスなど、総務大臣が定める基準に適合するものである必要があります。

地場産品について

ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使用用途についても高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要です。したがって、返礼品等を提供する場合は、「当該地方団体の区域内において生産され、若しくは製造された又は提供される役務その他これらの類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとされており、平成31年総務省告示第 179 号第６条において、次ページ以降に示した地場産品基準が定められています。

地場産品基準　第１号

奈半利町内において生産（栽培・繁殖・肥育・養殖・水揚げ）されたもの

地場産品基準　第２号

奈半利町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記することとなっています。

○ 認められると考えられる例

・奈半利町内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、区域外で製造されたジェラート
・奈半利町内で生産された酒米を 100%使用して、区域外において醸造した地酒
・奈半利町内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場で加工したリンゴジュース
・原材料の柑橘のうち９割以上に奈半利町内で生産された柑橘を使用したジュース

× 認められないと考えられる例

・製造に用いる牛乳のうち奈半利町内で生産された牛乳を約１割使用した、奈半利町外製造のアイスクリーム
・奈半利町内で生産された醤油・ポン酢を使用した、奈半利町外で加工されたもつ鍋・水炊き
・スチール缶の原材料となる鉄を奈半利町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

地場産品基準　第３号

奈半利町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより価値の過半が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

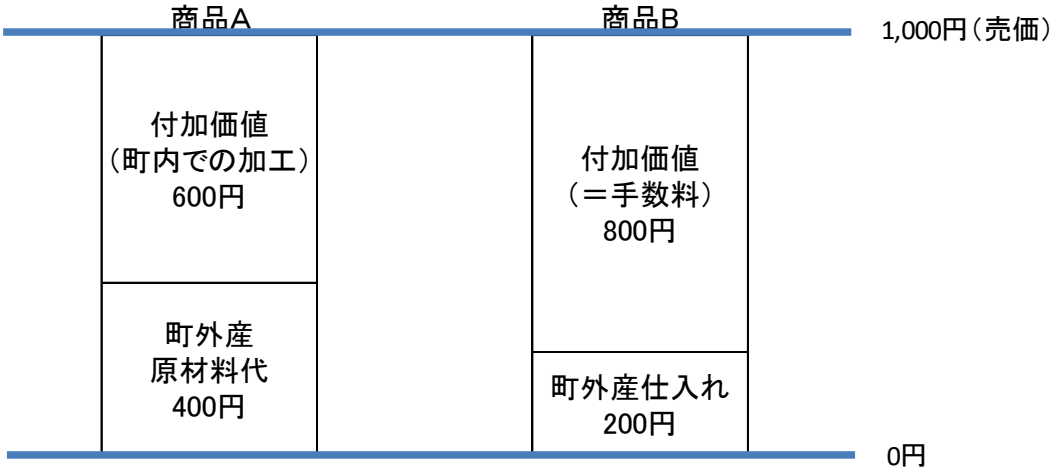
製造、加工その他の工程によって価値の過半が生じている証明が必要とされており、総務省により定められた算出方法（価格ベース）により、製造元が仕入れた原材料の価格に対し、製造元が販売する製品の売価が奈半利町内で 50%以上の付加価値を加えたものであることが基準となります。さらに、「製造、加工その他の工程」が食肉の熟成、または玄米の精白である場合には、これらの原材料が高知県内にて生産されたものである必要があります。

これらは、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記することとなっています。また、算出された付加価値については奈半利町ホームページで公表することが総務省により定められています。

なお、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次の通り示されています。

（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例
- 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- 単なる切断
- 選別
- 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- 改装
- 仕分け
- 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- 単なる混合
- 単なる部分品の組立て及びセットにすること

【例】 加工品を加工肉とした場合の付加価値の求め方
商品Aは町内加工品、商品B町外加工品、ともに売価1,000円）



奈半利町内で生じた付加価値とは、製造経費、人件費、利益等が該当します。

商品A　600円（町内加工付加価値）÷1,000円（売価）×100＝60%
付加価値が60%を超えているので地場産品として該当する

商品B　0円（町内加工付加価値）÷1,000円（売価）×100＝0%
付加価値が50%を超えていないので地場産品として該当しない

○ 認められると考えられる例

・奈半利町内の事業者が奈半利町外で生産された原材料を使用し、奈半利町内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
・奈半利町外で生産された豚肉を、奈半利町内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
・奈半利町外で生産された原材料を用いて、奈半利町内の醸造所において醸造した酒
・奈半利町外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を奈半利町内において奈半利町内事業者が施した工芸品

× 認められないと考えられる例

・海外で生産し、奈半利町内事業者が検品を行っている電化製品
・奈半利町外で生産されているが奈半利町内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
・奈半利町内事業者がパッケージしている奈半利町外で生産されたフルーツ
・奈半利町外で生産されたビールに、奈半利町内事業者オリジナルのシールを貼ったもの
・奈半利町外から調達したブロック肉を、奈半利町内で単なる切断・パック詰めした精肉
・輸入した海外産の牛肉を奈半利町内で熟成させたもの
・高知県外で収穫した玄米を奈半利町内で精白したもの

地場産品基準　第４号

奈半利町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの

※流通構造上、混在することが避けられない場合に限る

奈半利町から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものです。単に、奈半利町外で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、基準に該当するものではありません。

○ 認められると考えられる例

・奈半利町を含む複数の市町村を管轄するＪＡに奈半利町内で生産された米を出荷して、当該ＪＡが奈半利町外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
・奈半利町内で生産後、複数の市町村を管轄するＪＡに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
・奈半利町内で肥育後、近隣の市町村を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の市町村で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

×　認められないと考えられる例

・奈半利町内で生産されたものと奈半利町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

地場産品基準　第５号

奈半利町の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から、奈半利町の独自の返礼品等であることが明白なもの

奈半利町の広報の目的で生産されたもの。一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、ＰＲリーフレットを同封したものは、基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後奈半利町として売り出そうとしていること、奈半利町の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、奈半利町内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、基準に該当するものではありません。

○ 認められると考えられる例

・奈半利町のゆるキャラグッズ
・奈半利町をＰＲするためのオリジナルのポストカード
・奈半利町をホームとするスポーツチームの応援グッズ

× 認められないと考えられる例

・かつて玩具の一大産地であったことから奈半利町内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では奈半利町内に工場がなく奈半利町外で製造する玩具
・奈半利町内で創業した事業者が奈半利町外で生産する即席麺
・奈半利町の出身者であるパティシエが奈半利町外で製造する洋菓子
・包装紙に奈半利町名が記載されているだけのもの
・奈半利町外で製造している電子機器類の待受け画面に、奈半利町の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと奈半利町がコラボレーションしたロゴを印字した奈半利町外で製造するアウトドアグッズ
・ゴルフによる町おこしの一環として、奈半利町外で製造されたゴルフ用品に奈半利町のキャッチコピーを印字したもの
・町のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

地場産品基準　第６号

前１～５号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供する者の価値全体の七割以上であるもの

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、７割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

また、ふるさと納税の募集に際しては、上記の旨をポータルサイト上等に明記し、地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが明白にすることとなっています。

○ 認められると考えられる例

・奈半利町内で製造されたそばと奈半利町外で製造されたそばつゆのセット

・奈半利町内で製造された木製の弁当箱と奈半利町外で製造された弁当箱の収納袋のセット

（例）

そば（奈半利町産）	＋	そばつゆ（奈半利町外産）
3,000 円（85.7％）		500 円（14.2％）

×認められないと考えられる例

・奈半利町外で生産された商品と当該地方団体のＰＲ冊子をセットにしたもの

・奈半利町外で製造されたビールと奈半利町内で生産されたタオルをセットにしたもの

・海外製のタブレット端末に奈半利町内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの

・奈半利町内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの

・奈半利町内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

地場産品基準　第７号

奈半利町内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が奈半利町に相当程度関連性のあるもの

社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、奈半利町内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しません。

奈半利町を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、「区域内において提供される役務」及び「その他これに準ずるもの」のいずれにも該当しません。

奈半利町内において提供される役務と、奈半利町を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、奈半利町内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当します。具体的には、寄附者が奈半利町を訪れて、奈半利町内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンが該当します。

なお、奈半利町内で提供される役務が宿泊以外であっても、奈半利町内を巡る観光ツアーや、奈半利町内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合は該当となります。ただし、奈半利町内における役務が食事の提供のみである場合や、奈半利町内の滞在が短時間となる観光ツアー・レジャー体験など一時的な役務の提供にとどまるものは、該当となりません。（これらの役務の提供を受けるための通常の価格が交通手段の通常の価格を上回る場合を除く。）。

奈半利町外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が奈半利町に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認められる場合があります。

○ 認められると考えられる例

・奈半利町内で奈半利町長の一日体験を行うもの
・奈半利町が奈半利町内で主催する花火大会の観覧
・奈半利町内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス
・地域の特産品をＰＲするための奈半利町外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、奈半利町内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
・奈半利町内の事業者が車いす用に製作した着物を奈半利町外で提供（レンタル以外の工程はすべて奈半利町内で行っているもの）

× 認められないと考えられる例

・奈半利町内にある全国的に展開している飲食店における飲食
・奈半利町内にある全国的に展開している美容施設での施術
・奈半利町内を訪れず利用することができる宅配クリーニング
・奈半利町内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
・奈半利町内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
・奈半利町内に教室を設ける講師が、奈半利町外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

地場産品基準　第７号の２

奈半利町内に所在する宿泊施設であって、高知県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項に規定する許可（以下「営業許可」という。）を受けて、当該宿泊施設において同法第２条の旅館業を営む者が、高知県内でのみ旅館業を営んでいる場合に該当します。

なお、当該宿泊施設の営業許可に係る名称に、特定のホテル・旅館等のブランド名を冠しているもの（当該ブランドを展開する事業者による直営のほか、フランチャイズ、運営委託等その運営形態を問わず、名称において客観的に判断する。）は、「フランチャイズチェーン等の方式により、高知県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するもの」に該当し、地場産品基準に適合しません。

地場産品基準　第７号の３イ

奈半利町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり５万円を超えないもの

当該役務の調達に要する費用の額について、１人１泊あたりの額が５万円を超えるか否かで判断します。例えば、「〇〇ホテル１泊２日ペア宿泊券」について、その調達に要する費用の額が８万円であれば、当該額を２（２人×１泊）で除した金額は４万円となり、「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの」に該当しますが、調達に要する費用の額が 12 万円であれば、当該額を２で除した金額は６万円となり、該当しないこととなります。

地場産品基準　第７号の３ロ

奈半利町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）第２条第１項に規定する特定非常災害に指定された非常災害に際して災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるものが該当となります。

なお、特定非常災害発生日から起算して１年を経過する日が属する指定対象期間に提供されるものに限ることとされています。例えば、特定非常災害発生日がｎ年７月１日である場合には、ｎ年 10 月１日からｎ＋１年９月 30 日までの指定対象期間に限ることとなり、特定非常災害発生日がｎ年 11 月 15 日である場合、ｎ＋１年 10 月１日からｎ＋２年９月 30 日までの指定対象期間に限ることとなります。

地場産品基準　第７号の４

奈半利町内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

地場産品基準　第８号イ

奈半利町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

地場産品については、単独の市町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と共同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定したものです。

したがって、他の市町村の同意なく、当該他の市町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しません。

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村を基本とし、これに該当するか否かについて、関係市町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断することとなっています。

○ 認められると考えられる例

・近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの

・連携中枢都町圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせて提供するもの

× 認められないと考えられる例

・生産している市町村の同意を得ずに提供している、奈半利町外で生産された県の伝統工芸品

地場産品基準　第８号ロ

高知県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを高知県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの

地場産品については、単独の市町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と共同で取り扱うものもあり、その際、市町村同士で連携する場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村をとりまとめて、共通の返礼品等として取り扱うよう主導することも考えられます。

この場合も、関係する市町村の同意があることが必要であり、都道府県が中心となって、関係市町村の合意形成のための調整に努めることとなっています。

○ 認められると考えられる例

・県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの

・県内の一定の圏域（歴史的、文化的に関連の深い地域等）内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

地場産品基準　第８号ハ

高知県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品および当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの

地場産品については、単独の市町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と共同で取り扱うものもあります。

こうした地域における実情を踏まえ、奈半利町内において生産されていること等の項目には該当しないが、区域内を含む地域資源として、広く一般国民から相当程度認識されている物品である場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられます。

このような場合に該当するかどうかについては、単一市町村の判断によるのではなく、都道府県が区域内の市町村の意見を集約した上で、複数の市町村において共通の地域資源として相当程度認識されている物品を認定することが必要であることとされています。

この場合も、都道府県が中心となって、関係市町村の合意形成のための調整に努めることとなっています。

○ 認められると考えられる例

・高知県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されている物品

認定を受けた物品を「当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、都道府県による認定を受けた物品であれば、認定を受けた区域内の全ての市町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、都道府県に認定された物品を取り扱う事業者が一部の市町村にのみ存在しているような場合においても柔軟な対応を可能としているものです。

なお、都道府県が認定する場合又は認定を変更する場合は、その都度速やかに、総務省へ報告することとなっています。

地場産品基準　第９号

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

災害により、生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に当該地方団体の特産物を思い出してもらうことや、返礼品等の提供をきっかけに、当該地方団体の特産物の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を当該地方団体の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲について特に限定はされていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。

お問合せ先
奈半利町役場地方創生課
TEL 0887-38-7775
e-mail:hurusato-n@town.nahari.kochi.jp

作成日：令和８年９月 16 日